

「集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援
に関する検討会」
(第7回)

議事録

平成 17 年 3 月 28 日
内閣府（防災担当）

集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援
に関する検討会
(第7回)

議事次第

日時：平成 17 年 3 月 2 8 日(月)

10:00～12:00

場所：グランドアーク半蔵門

- 1、開 会
- 2、村田防災担当大臣挨拶
- 3、議 事
 - (1) 検討報告、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、災害時要援護者の避難支援ガイドライン、残された検討課題について
- 4、閉 会

開 会

上村委員 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会を開催いたします。委員の皆様方には本日は御多忙のところ御出席いただきまして厚くお礼を申し上げます。

村田防災担当大臣挨拶

上村委員 それでは、審議に先立ちまして、村田防災担当大臣から御挨拶がございます。

村田大臣 皆さん、おはようございます。防災担当大臣の村田でございます。

皆さん方に大変御熱心に御検討いただいてまいりましたこの検討会でございますが、7回を数えることになりまして、年度末ぎりぎりのところになりました。

その間にもいろんな災害が不幸にして発生いたしまして、ますますこの検討会の結論というのは国民の各位が注目していると思います。

前日も少しだけ私も出席させていただきましたが、検討のテーマの避難勧告等の判断・伝達マニュアルについても、災害時の要援護者の避難支援ガイドライン、この両方につきましてもなかなか難しい問題がまだあるわけでございますが、きょうは最後の機会に多分なろうかと思っておりますので、私も、つい、前回質問を出したりいたしましたけれども、やっぱり迷わないように、しっかりときちんとしたガイドラインをつくっていくということが一番大切ではないかと思っておりますので、なお非常な困難を伴いますけれども、本日先生方の活発な御意見をちょうだいいたしたいと思っております。

最後の方、日程の都合で退席をさせていただくかもしれませんが、どうかひとつ皆さん方に熱心な御審議をお願いをして、私の御挨拶とさせていただきたいと思っております。

本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

上村委員 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては廣井座長にお願いいいたしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

< 議 事 >

(1) 検討報告、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、
災害時要援護者の避難支援ガイドライン、残された
検討課題について

廣井座長 それでは、御審議をお願いしたいと思います。

大臣からお話があったように、この検討会も第7回、最終回ということになりました。

前回の会議ではいろんな御意見が出てまいりまして、それを踏まえて事務局から今回検討報告、それから避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、災害時要援護者の避難支援ガイドラインのそれぞれの試案が提出されております。これは前回の議論を踏まえたものを新たに提出したということですが、前回の議論を踏まえたものを御報告いただいた上で、さらにまた御審議をいただいて、最終的な結論というふうにしたいと思います。

それでは、上村委員、御説明をお願いいたします。

上村委員 それでは、御説明を申し上げます。

前回の検討会での検討結果や委員の皆様方からいただきました御意見などを踏まえまして、事務局試案から変更したところを中心に御説明させていただきたいと存じます。

なお、時間も限られておりますため、委員の皆様方には事前に照会させていただいておりますことから、特に重要と思われる点のみに絞らせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、検討報告の関係でございます。前回の検討会で、要援護者に対する避難勧告というのを括弧に書いてありましたが、この要援護者避難勧告という名称を避難準備情報というよりも前面に打ち出した方が望ましいのではないかと方向性が示されましたことを踏まえまして、「要援護者避難勧告(避難準備情報)」という記載に統一させていただいております。検討報告の1ページ、2ページを初めとしまして、ガイドライン等も同様でございます。

それから、表1をごらんいただきたいと思います。2ページでございます。三類型がございましたが、この避難勧告の一覧の表につきまして、要援護者避難勧告の欄に住民に求める行動のところ、避難準備の例としまして、2つ目のポツで「家族等との連絡、非常用持出品の用意等」を追加させていただいております。

また、3ページの避難指示に関しましては、堤防の隣接地等、地域の特性から避難指示を発令するべき場合もあるということが明確となるように発令時の状況の2つ目の項目を出しております。

それから、従来、「災害」という記述をしてございましたが、非常に広い範囲の意味を持っておりますので、

「人的被害」という記述の仕方をしております。人的被害の発生する状況とかという言い方に改めさせていただきます。

それから、津波の判断基準の関係でございますが、「強い地震(震度4以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときに避難指示」というようになっておりましたが、さらなる検討の結果、より条件を絞るべきとの結論に達しまして、「強い地震(震度4以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じ、それに「避難の必要を認める場合」というのを新たに加えて絞り込みをしております。

それから、5ページの方にまいりまして要援護者避難支援の関係で、避難支援対策とハザードマップとの連携が重要であるといったことから、避難支援プランを要する者の特定におけるハザードマップの活用を追記しております。

次に、8ページでございますが、放送事業者との連携の関係で、放送事業者と市町村、都道府県との間の連携については、「都道府県は、市町村、放送機関等とともに、検討会等を開催し、災害対応事例を基に、災害時における情報伝達のあり方や改善すべき点についての相互理解を深めていくことが必要である」旨を追記しております。

さらに、全体の関連であります。事務局試案の段階におきましては、国、都道府県、市町村等は今後取り組んでいくべき事項のうち、これまでの検討により、方向性が既に明確となっているものと、さらなる検討が必要なものが混在していたという状況にありました。そのうち、後者のさらなる検討が必要なものにつきましては別紙とさせていただきます。「残された検討課題」という形で検討報告から切り離して、資料4、「残された検討課題」に記載させていただきます。こちらの方をごらんいただきたいと思います。

本検討会において、「残された検討課題は次のとおりである。今後、国はこれらの課題についての検討を進めていくことが重要である。」と。

1つは、「避難指示については、甚大な被害が予想される場合においても発令できる旨を明らかにすることを含め、住民を確実に避難させる仕組みについての更なる検討が必要。」

それから、「現行の避難勧告等について、名称の改善、法的効果の高い情報の発信についての検討が必要。」

次に、「市町村が避難勧告等をきめ細かく発令することにより情報量が増大することを踏まえつつ、国レベルにおいて、全国の市町村から避難勧告等をオンラインで収集・蓄積し、ネットワークを通じて国民や企業、行政機関等に提供することと併せて、放送事業者、コンテンツ提供者」によって、「防災情報の住民への提供促進についての検討を進めていくことが必要。」

次が、「災害応急対策に対応した危機管理体制のあり方について、」「災害対応を専任で所管する部局長を通じた指揮命令系統の明確化、情報担当班、広報業務班等の整備等の必要性を報告しているが、更に検討

を進め、標準的な危機管理体制モデルを示すことが必要。」

次が、「災害時要援護者の避難対策を進めていくに当たっては、近隣で安全な避難所」の整備や、要援護者の特性に配慮した避難所運営、福祉避難所の整備等、避難場所対策の整備・向上に関する検討とともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携のあり方を含めた、災害時要援護者の支援全般についての検討を進めていくことも必要。」

「本検討会で取り扱われなかった災害（火山等）についての避難すべき区域や避難勧告等の判断基準」等の検討も必要。」

以上を資料4としてまとめさせていただいております。

続きまして、判断・伝達マニュアル作成ガイドライン関係でございますが、資料2でございますが、1ページをあけていただきまして、「はじめに」の冒頭のところ、課題1、課題2という形で枠の中に記載させていただいております。また、検討報告と同様の問題点も記載させていただいております。

次に、3、「各種災害の特性」におきましては、検討報告にあります住民の避難行動の基本的な考え方を記載するとともに、避難行動につきましては、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接する建物の2階等に避難することもあるということを補足しております。6ページ、あるいは14ページの「避難勧告等の発令の判断基準」も同様でございます。

それから、13ページでございます。避難すべき区域の判断基準の運用上の注意でございますが、気象官署、河川管理者等と市町村との間のホットラインについて相互に情報交換するという形で明記させていただいております。

運用上の注意については13ページと同様に15ページにも記載がございます。

それから、22ページ、「津波に対する避難指示の発令等」でございますが、津波につきまして、遠地で発生して到達まで相当の時間のかかるものの対応について記載させていただいております。

それから、24ページ、(2)の「避難勧告等の伝達手段・伝達先」の記述でございますが、要援護者の避難支援対策の観点から社会福祉協議会等の福祉関係者を明記させていただいております。

それから、「別冊資料1」の「記載例」でございますが、市町村が災害時に使いやすいように、章立ては災害別にさせていただいております。

次に、避難支援ガイドラインの関係でございますが、これらの関係は今まで申し上げた関係ほか、8ページでございます。個別計画の記載例がここにございますが、この中で「避難勧告等の伝達者・問合せ先」をこの記載例の中に明記いたしております。

主な変更点は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

廣井座長 ありがとうございます。

ということで、前回の議論を踏まえて変更した部分について御説明をいただきました。

これから限られた時間ですけれども、いろいろ議論していくわけですが、提案ですけれども、ポイントを絞って議論していった方がいいかなというふうに思います。

1つは、昨年の災害の教訓ですが、避難勧告、避難指示をおくれたり、出さなかったりした自治体があったということで、避難勧告・指示の客観的基準をつくらうということが1つでありました。今、そのマニュアルができています。もう1つ、災害時要援護者の死者が大変多かったということで、避難勧告、避難指示の中に災害時要援護者を配慮した情報について流すことができないだろうかと。これが要援護者避難勧告、括弧、避難準備情報ということになります。こういうふうに災害時要援護者に配慮した情報を出すということですが、この名称についていろいろ御意見が出ておりますので、それについて議論していただきたい。

それから、もう1つは、要援護者支援システムをつくらうということで、同意方式、お手上げ方式、それから情報共有方式という3つの方式を出しておりますが、いずれ一長一短があるということで、現実の運用をするときにこれを組み合わせて運用して、できるだけ多くの要支援者を捕捉するといいたいまいしょうか、要支援者の名前を載せたりリストをつくらなければいけない。その組み合わせ方についてどういう組み合わせ方がいいのか、効率的なのかというあたりも少し議論していただければと思います。

まず最初の避難勧告、避難指示の名称等々につきましてですが、特に要援護者避難勧告の名称につきまして御意見が幾つか事前に出されておりますので、御発言をお願いしたいと思います。

まず、最初に消防庁の下河内委員から、要援護者避難勧告の名称について御意見、御発言をお願いいたします。

下河内委員 それでは、消防庁の防災課長でございます。資料5 - 1をごらんいただきたいと思います。

前回いろいろ御議論いただきまして、災害時要援護者に対する避難をきちんとしなければいけないという点につきましては私どもも同じ考え方でございますけれども、その後いろいろ地方自治体の皆さんとお話をする中で、これはあくまで避難準備情報として整理していただいて、一般の健常者に対する避難準備情報を災害時要援護者に対しては避難勧告として取り扱っていただくという方がいいのではないかとということで御意見申し上げたいと思います。

理由でございますけれども、まず1つめの丸でございますが、一般の方向け、いわゆる健常者向けの避難勧告と災害時要援護者向けの避難勧告ということで、同じ避難勧告というものが2つ、一般向けと災害時要援護者向けということで、そういう意味ではここは細分化されてしまう。私どもの考えでは、まず避難の準備をしていただいて、それから勧告を行う。それから、避難指示に移っていくということで、ここ

のところはそういう流れで整理した方が避難準備の体系化を図る観点からもいいのではないかと考えております。

それから、現状におきましても、2つ目の丸でございますけれども、課題は、避難勧告をなかなか市町村長は早く出していただけない。今回は避難勧告を出していただきやすくするための情報とかこういった整理をさせていただいているわけでございますけれども、一般の方向けの避難勧告もなかなか出していない状態で、その前の段階で、蓋然性がまだ高くない、逆に言うと空振りの可能性がより高い段階で法律上の避難勧告ということで位置づけて発出するとなると、運用上非常に難しい問題が出るなと思っております。

3点目でございますけれども、例えば大規模な風水害の場合でございますけれども、市町村におきましては、対象地域を限定して、あるいは時間を追って避難勧告とか避難指示を出していくわけでございますけれども、一般の避難勧告と災害時要援護者避難勧告というのを2つ、地域を順番に出していったりしますと、非常に錯綜するのではないかとということで、若干混乱があるのではないかと考えております。

それから、次のところは、これは名称の問題ではなくて、法律上の避難勧告という位置づけに災害時要援護者避難勧告をいたしますと、受け手でございます都道府県とか国等に非常に多くの情報が来るとということで混乱することではないか。これはそういう意味では法律上の避難勧告という位置づけにしないということであれば、この点は問題ないと思います。

一番最後でございますけれども、現実に約2割の自治体が避難準備情報、あるいは避難準備情報に類するようなものを持っておりまして、そういう意味では災害時要援護者避難勧告ということで新たに位置づけるよりも準備情報を要援護者の方に対しては避難勧告ということでいち早く避難していただくということで整理させていただく方が混乱が起きないのではないかとということで自治体の皆さんと意見交換しておりまして、前回では災害時要援護者避難勧告はいいのではないかとということでかなり議論が進みまして、今回の検討の報告書の案でもそうなっておりますけれども、若干そういう点につきまして1度御審議いただければということでお願いいたします。

廣井座長 ありがとうございます。

もう1つ、気象庁の小佐野委員からも御意見が出ておりますので、発言をお願いします。

小佐野委員 気象庁の企画課長をしております小佐野ですけれども、どちらかという国民的な立場で考えたときに、避難準備情報というのがあった方がいいのではないかとという意味で意見を出させていただきます。

前の理由の2つは消防庁と基本的に同じなんですけれども、3番目、避難準備ということで、心の位置づけですか、準備ですか、そういうものはきちとやった方が体系化を図るということで非常にいいので

はないかということです。

4つ目の丸に書いてありますとおり、やはりいきなり避難勧告となると、心の準備はほとんどできない。そういう意味ではトリガー情報として準備という言葉を入れた方がよろしいのではないかと思います。

それから、市町村の立場に立っても、我々は非常に気をつけているのだという意味でもって、体制をちゃんと整えているということで、対外的にもアピールできるというメリットもあるかと思えます。

それから、最後の災害時要支援者ですけれども、これについても基本的にこういうプランをきちっとやると思うんですけれども、それ以外の共助としての隣組の世界でもこういうふうなヘルパーを助けるとか、そういうふうな準備行動を開始する必要があるのではないかという意味です。そういう意味でこういう避難準備情報というのがいいのではないかというふうな意見でございます。

以上でございます。

廣井座長 ありがとうございます。

ということで、消防庁さんと気象庁さんから、前回の議論では災害時要援護者避難勧告の方がわかりやすいのではないだろうかというような意見が出ましたが、いろいろその後の検討を踏まえて、むしろ避難準備情報の方がいいのではないだろうか、という御意見がございました。

上村さん、どうでしょう。今までの意見を整理してちょっと御説明いただいてから議論するということにさせていただきたいのですが。

上村委員 それでは、お手元の資料5 - 3に要援護者避難勧告とした場合と避難準備情報とした場合のそれぞれメリット、デメリットにつきまして整理させていただいております。

廣井座長 バツがデメリット……。

上村委員 バツがデメリット。

廣井座長 マルがメリットで、三角は何ですか。

上村委員 三角は不明ということでございます。

廣井座長 わかりました。下にありますね。

上村委員 下に凡例がございます。

まず事実行為とするか、行政行為とするか、法律上の効果に関連した論点でございますが、要援護者避難勧告とする問題点としましては、市町村が現在においても避難勧告の発出について戸惑って逡巡しているという状況の中で、災害発生の蓋然性がさらに低い段階で勧告という法律行為を行うとなりますと、さらに発出が困難となるのではないかという御意見、考え方が避難勧告の問題点として挙げられているかと思えます。これにつきましては今検討会におきまして、判断基準のマニュアルを作成するガイドラインをお示しして、市町村長が具体的に判断基準を作成することによって、そうした問題点は解消するなり、低

くなっていくのではないかと思われるということがございます。

さらに、次のマルのメリットの方がありますが、実情は要援護者に対して避難してほしいという勧告としての意味合いを持っているこの段位の情報でございますので、避難準備情報という事実行為を示すよりは、勧告という法律行為、実際の効果、要援護者に対しての避難を勧めるという意味の効果に着目して、名称も法律上の行為として明確にすべきではないかという点でございます。

避難準備情報の方のデメリット。勧告であるのに、情報を事実行為とするのであれば、単なる情報であり、発出する自治体の姿勢も問われる。

また、要援護者の関係で住民に行動を求めるということであれば、法的根拠を明確にすべきではないかということで、勧告、警告、通知等と情報の関係が不明確である。情報ということの法律的な位置づけが不明確でございますので、結局勧告ともなり得るのではないかということでございます。

次の考え方としまして、要援護者避難勧告の対象者、要援護者の対象者が不明確であって、法的な勧告の対象者の特定としては不十分ではないかということでございます。ただ、避難支援プランの中で総合的に要件を特定しまして、例えば70歳以上の者とか、要介護度3以上の者等、具体的な避難支援プランの中で定めてまいりますので、そういった面では特定されるということではないかという反論があるというか、今後の対応によって特定されていくのではないかということがございます。

次でございますが、避難勧告・指示が細分化されまして、災対法によるそれぞれの意味合い、位置づけが不明確となるのではないか。災対法上、避難勧告・指示をさらに細分化すべきではないのではないか、統一すべきであるという考え方でございます。

ただし、原子力災害ではその対象者を特定して、妊婦、乳幼児等に対する避難勧告、屋内退避という、相手方を特定した避難勧告が既に想定されているところでございます。

次でございますが、台風23号等大規模な風水害の場合に、多数の避難勧告等が発出される。こうした中で、報告義務とされますと、市町村、都道府県、国、マスコミの間で極めて多数の報告業務が行われるのではないかとございますが、避難勧告・指示の細分化は、きめ細かい発出というものを考えますと、やむを得ないということもあろうと思います。

また、事実上の行為とすることにより、報告義務が生じないというのがありますが、これはメリットか、デメリットかどうかということがございます。

次に名称でございますが、要援護者避難勧告につきましては、本検討会でこれだけ検討してまいったわけでございますので、その成果の1つとして要援護者というものを前面に出して、要援護者という名前がついた要援護者避難勧告というのを出すということはわかりやすいという意見がございました。

避難情報の関連では、住民の円滑な避難を実施するためには、避難準備が必要であるという位置づけを

明確にするという意味で、避難準備という側面も重要ではないかと。

また、避難準備情報をもとにしまして自治体も避難勧告の発令に向けての体制を準備する、整えるという意味合いも持たせるということで、避難準備という効果も高いのではないかとということがございます。

それから、要援護者避難勧告につきましては、避難準備を促すという意味ではもちろん明らかにならないのではないかとか、今後新たに要援護者避難勧告というのを初めて出てくる言葉でございますので、果たして定着するものかどうかということもございます。

それから、避難準備情報の関連では要援護者に避難を促す情報であることは当然明確にならないということもございます。

あと、全国の自治体で既に2割程度避難準備情報というものが制度化されている。既に行われているという実態も無視できないのではないかとということもありますが、一方では、まだ2割程度しか避難準備情報というのは制度化されていない。残りの8割がまだ残っているということでは新たに制度創設時に、この際、名称を本検討会の成果として新たに打ち出すということも可能ではないかということもある。

このようなそれぞれの立場からの考え方があろうかと思いますので、これを踏まえて御議論いただければ幸いです。

廣井座長 ありがとうございます。

ということで、もう少しこの点について議論していただきたいのですが、いかがでしょうか。どうでしょうかね。

志方先生、いかがですか。志方先生の提案なんだけれども……。

志方委員 これは確かに両方ともマル、バツがあると思うんですね。私が先般勧告の方がいいのではないかと言ったのは、この文章は市町村長が出すときのガイドラインとしては情報の方がいいかもしれませんが、受け取る方は勧告なのか、情報なのかでは全然行動するのが違うんだと思うんですね。ですから、どっちをねらうかによるんですね。受ける側を対象とするならば、情報だけだったら聞くだけで済むということになりますね。ですから、これは市町村長がガイドラインを出すときの基準であれば、それは情報だって構わないと思いますね。どちらをとるかですね。

しかし、この問題全体はガイドラインのためにやっているのであれば、それはそちらでも構わないです。こだわ리ません、私は。

廣井座長 ほかにいかがでしょうか。

自治体の方がいらっしゃいますけれど、どうぞ御意見を。

佐藤委員代理 郡山市ですけれども、現実には避難勧告を出すということにつきましては、やっぱり相当な決意がありまして、昨年度も当市でも避難勧告を実施しましたけれども、相当ぎりぎりの判断でやって

いるつもりであります。そういう中で、特に従来要援護者については自治体の中ではそんなに ある程度の配慮はしてまいりましたけれども、メインでやってきた状況ではないです。そういう中で、郡山市の場合だと避難準備という形で従来もやってまいりましたけれども、今回の会議の中で要援護者というものについて意識を持ってそういった方々についても十分な配慮をしていくのだという趣旨から言えば、避難準備という形で進んでいただいた方が全体の流れの中としては現場の立場から言えば望ましいのではないかと考えております。

廣井座長 市町村は、下河内さんの御意見だと、例えば同じ郡山市の市内で、ある地区は災害時要援護者避難勧告、ある地区は一般の避難勧告というようなことになる可能性がある。混乱するのではないかとというような話が何項か目に出ていますが、それは大丈夫でしょうか。

佐藤委員代理 ですから、一応その辺は今後要援護者についての対応、避難準備というものが出た段階でどの範囲までアプローチしていくかという現実的な問題はあると思います。ですから、その辺の観点を重点に考えれば、志方先生がおっしゃったような形で考えなくてはならないのかもしれないのですが、行政全体を見ていく中ではなかなか難しいのかなという感じはしております。

廣井座長 新潟県さん、いかがでしょうか。

大口委員 私ども7・13の水害を経験いたしました関係で、特に申し上げたいのは三条市でございます。三条市長でございますが、当初発災後からいろいろマスコミ、あるいは住民の方々から批判を受けました。避難勧告のやり方について非難を受けたわけでございますが、市長と私どもが打ち合わせをいろいろ重ねてまいりましたけれども、その中でありましたのは、勧告が空振りになったときの対応なんですよ。非常に市長は心配されておまして、結果的には損害賠償をしなければいけないんじゃないという話までしたのでございますが、私といたしましては、消防庁さんの言われた準備情報というのが地方自治体としては穏当なのではないかなという感じは持っております。

以上です。

廣井座長 私、30年ほど災害の避難の研究をしていますが、避難勧告を出して、空振りをして、訴訟が起こったというケースは聞いたことないんですよ。むしろ長野県みたいに、地すべりがありましたけれども、危ないと思いながら勧告や指示を出さなくて、結果として災害が起こったのに、つまり災害が予見できたのに避難勧告を出さなくて、人間が亡くなったということでは訴訟が起こったことはあるのですが、ただ、市町村長さんとしては、もし災害時要援護者避難勧告というのが制度化されたとしたら、やっぱり空振りがよりふえるわけですね、現実的には。となると、ちょっと怖いという気持ちはよくわかります。

それでは、愛知県さんはいらっしやらないわけですね。福井県さん、いかがでしょうか。

旭委員代理 前回、それから今回の意見等も拝聴させていただいておりますが、まさにこのとおりでご

ざいまして、私自身も考え方が揺れ動いている状況でございます。

準備情報でいいのかなという感じもいたしますけれども、一たんここで決めて、国なり、県なり、市町村で一体となってしっかりした広報、こういったことをやっていけば、定着すれば、余り心配はないのかなというふうな感じもいたしております。

廣井座長 ありがとうございます。

水俣市さん、いかがでしょうか。

高口委員 私どもの場合、今、避難勧告の前に自主避難と言い方で呼びかけているのですけれども、市民の方に私どもの場合は個別受信機と拡声機で流していますけれども、今でも避難という言葉を使うものだからわかりにくいと言われていまして、これでまた避難勧告が2段階になると、実際情報を受け取った側からすると非常にわかりにくくなるのかなと。そういった点から言うと、準備情報と言った方がわかりやすいのかなと。前回出なかったのがあれだったのですけれども、準備情報という言い方であれば、市民の方でも非常にわかりやすいのかなと。

それと実際私たち行政側の段取りとしましても、避難所を開く準備というのがやっぱり30分から1時間弱ぐらいかかります。決断してから。その段取りからいっても、今私ども割と早目に自主避難の体制をとっているのですけれども、市民の方もそういうふうなことになるので、私どもとしては避難準備情報の方が市民の方に受け入れやすいし、情報の伝わり方もスムーズではないのかなと。行政の方の対応もしやすいのではないかなという感じで思います。

廣井座長 わかりました。

今のが都道府県、市町村さん、自治体さんの御意見ですが、揺れ動いているけれども、どちらかというところ、避難準備情報かなという感じかと思いますが、これは情報を伝えるマスコミさんも大変大きなかわりがありますが、小嶋さん、いかがでしょうか。

小嶋委員 その前に、この避難準備情報、または要援護者避難勧告情報というのは1つの市町村で1回で済むものなのか、何丁目何番地まで避難準備情報だという形になるのかということでもって私どもの方の認識が違ってくるのですけれども、もし何丁目何番地になりますと、まず警報がありますよね。準備情報ですよね。勧告ですよね。指示ですよね。もうほとんど頭はいっぱいになって、今のままでは、オンラインもやっていただけないということになると、これはどうやって伝えていくんだということで、私どもは避難放送局、避難情報放送局に変身しない限り、これは不可能ですよね。伝えてくれとおっしゃられても。

廣井座長 一部の緊急火山情報と津波警報は全域に出るかもしれませんが、あとは大体町丁目でしょうね。

小嶋委員 市町村さんは、ある意味、自分の市町村は多分放送に出るだろうなというふうに思っている。我々の放送局は全部のものをいただきますから、前にも申し上げた合成の誤謬が起きちゃう。4つ、5つ、6つ、7つ、8つとなった場合にはパンク寸前になって、地上デジタルが何とかなれば、それは将来的にはデータ画面を見てくださみたいなスタイルがあるのかもしれませんが、これを全部ラジオ、テレビでアナウンスメントでやっている、放送というのはどんどん消えていきますので、どうまでできるのだろうか。

それと、もっと大変なのは、準備情報ですから、割と積極的に出せる。いっぱい出しましょうと、たくさん出しておきましょうということになって、町丁目でもしお出しになると、勧告と指示というはめったに出ないわけですね。ですから、めったに出ないものと、たくさん出しますよ、しょっちゅう出していきますよというものの回数、分量からいきますと、相当な違いが多分出てくるのではないだろうか。今の地震の震度よりもっと激しく情報量がふえますねという話になると、これは都道府県の、これから開いていただく検討会の中でマスコミ側の戸惑いといいたいまいしょうか、どうやって伝えていくんだらうというところが相当なものになるのではないかというふうに思っています、このところは私どものところは伝え方があるのだろうか。

それと、これを伝えますと、はっきり申し上げて、ほかの重要な情報はもう伝えらなくなりますので、全体の重要度、何を本来そのときに伝えるべきかという優先順位の問題に波及していきますので、これはある意味で非常に大きな調整作業を伴うということも予想されるというふうに思っているわけです。

ですから、私どもの願いは、ぜひこれは全県1区ぐらいでやっていただかないと 全県1区じゃなくて、全市町村ですか、が1種類ぐらいで、町丁目でおやりになられると、一気に、今までのものを全部凌駕する情報量が出てきますので、しかも準備情報ですと、法律的な根拠もないということにもなりましょうし、そのあたりのさまざまな問題があり得ると思っていますので、ちょっとここで私が軽々に意見を申し上げることもあれかなというふうに思うくらいでございます。

志方委員 私が言っているのはこだわっていないんですよ。それはなぜかという、最初のこの会議のときに、今までの集中豪雨のときに、勧告がおくれた。伝えたけれども、伝わらなかった。伝わったけれども、行動を起こさなかった。この3つの反省点があったから、だったらという話なんですね。ですけれども、避難情報でそれぞれの家庭で要援護者を持っている家庭は、情報に基づいて直ちにその人たちについては行動を始めるのだと。準備じゃなくてですよ。重症心身障害者とか、そういう人たちはなるべく早く動かすのだという、トリガーにするんだったら勧告の方がいいと思うんですね。しかし、今みたいに、行政上で、空振りがあったりどうしようとか、町丁目ですしたら本当に伝わるだろうかとか、そういうことで出す側の論理でいけば、それは単純な方がいいと思いますね。

ですから、先ほどおっしゃったように、この情報というのが出た場合には、自分の家庭でそういう要援護者を持っている人は、もうこの情報で行動を開始するのが普通なんですよということを徹底すれば、それはそれで済むことですよ。

ですから、これはやはりさっき申しましたように、出す側の論理と出された側の論理の話だと思うんですね。ここは出す側の論理もずっと話している。ガイドラインをつくるわけですから、出す側からの論理ですからね。それはそれでいいと思うんですよ。しかし、同じようなことが起こると思うんですよ。出しそびれたとか、出たけれど伝わらなかった。サイレンは集中豪雨で雨がだーっときているときは伝わりませんからね。伝わっても、ああ、情報かってなことで、今度は逃げ出さないという、そういうことは起こりますね、やっぱり。

ですから、私は全然こだわりませんから、とりあえずは出す側の論理でいってみて、そして将来集中豪雨があつて、要援護者が大量に死んでしまったということになれば、また変えればいいと思います。

辻本委員 今志方先生がおっしゃったのはまさにそのとおりだと思うんですけども、ここで行政側がどうするかということの議論なんだけれども、行政側がどうするかという見方で失敗したから、住民側の立場に立って物を考えるというふうなスタンスで議論してきたはずなんです。その中でどこが問題かといったら、一番最初から問題になっていた勧告とか指示、あるいは今度の準備情報などをどんな単位で出すかというふうなところが明確でないまま議論してきたということがあるんですね。

それから、行政の枠組み、あるいは放送の枠組みだけのそういう指示と、きめ細かく行政が現実になんという法的な枠組みとか放送とかというものの手段によらないで、現場に出てやるべきこととやっぱりきちっと区分しておかないといけないと思うんですね。情報は放送できるような情報ということになれば、かなり広めのところで出して、その後、行政の枠組みが公・共ぐらいのところまでかみ砕いた仕組みをつくっておいて、この地域には避難情報なり、あるいは指示、勧告が出ているんだけど、ハザードマップ等を対象とすると、あなたのところは逃げる必要はないですねというところはきめ細かくやる。放送などで勧告を出したり、情報を出したりするところは少し広めの範囲であるとか、その辺のスケールの話、空間的なスケールの話を少し整理しておく、解決する問題ではないかと思うんですね。今ここ議論して、受け手側なのか、送り手側なのかの議論だけでこの問題を解決してはならない。やはり今議論していることからすると、行政側、あるいは情報をできるだけ標準的に流すというところがもう1つの重要な問題ですので、そこのところは1つ重要な問題としてとらえて準備情報とする。

ただし、行政の枠組みの中で公から共、あるいは自まできちっと流れるような仕組みをつくるのが我々の検討会での言いたいことなのだというふうな仕分けが私は大事ではないかというふうに思います。

廣井座長 いかがでしょうか。

自治体も出す側としては勧告という名前がつくとなかなか出しにくい。放送する側は、今度は3段階になるわけですから、これは準備情報にしても同じことですが、そういう細部の細かい情報は恐らく出すのは大変困難であろうと。小嶋さんは前から単純化した方がいいと。勧告と指示というのは1本化ということをおっしゃっていましたので、そういうことなのかもわかりませんし、今の辻本先生のお話だとか、むしろ防災行政無線のようなものを充実させて、自治体独自の細かい情報は流していく。そういう提言も入れた方がいいのではないかというふうに受け取れるのですが、ほかに何か御意見ありますか。

栗田委員 準備と勧告、指示、この3段階の考え方というのは非常にわかりやすいと思うので、私はこの方向で議論してきたことに問題ないと思っているのですが、ただ、私が問題だと思っているのは、この3つにふやしたりしたということに対して、名古屋市が例えば準備情報をつくったということですがけれども、私も名古屋市民でやっていると、準備情報というものが何を意味しているのか、あるいは住民側は勧告だとか指示の違いがわからない。そういったことで避難がくれたりというケースをどうすればいいかということを考えたときに、私は下河内さんのお書きになったことにすごく賛同しているのですが、運用上として災害時要援護者を位置づけて、その方々は特に早く逃げていただくのだということさえはっきり伝われば、この議論をしてきたかがあると思っているのですが、ただ問題は、運用上どうしていくのかということがこの会議の後、市町村にどう伝わったり、その市町村から地域住民にどのようにきちっと伝わっていくのかということを少しこれから頑張って考えていかなければいけないと思っています。

和田委員 私も結論的には準備情報でいいのではないかと思うんですが、そのときに、要援護者に対しては先ほどからお話がありますように、情報は伝わらないということですので、どう個別に伝わる仕組みをつくるかということが一番重要で、そこはいろんな複合的な方式で、1本の線ではなくて、いろんなことで伝わるという、そういう仕組みをつくることによって、準備情報が出れば、要援護者は今までの議論でかなり絞られていますので、その方のところにきちっとした情報が伝わりと同時に支援がいくという、そういう仕組みをどうつくるかということが一番大事ではないかなと思います。

廣井座長 下河内さん、下河内さんの御意見は自治体の人の話をいろいろお伺いした御意見だということですが、避難勧告は出しにくい。今度要援護者避難勧告とすると、やっぱり出しにくいとか、あるいは勧告が2つもあって、細分化をされて、運用が難しいとか、空振りが大変多くなって大変だとか、大きな災害だと要援護者勧告と一般の避難勧告が同一市町村内に並列的に出て混乱するとか、2割が既に準備情報を制度化していかいろいろ挙げてありますが、今のお話ですと、準備情報でもいいけれども、その場合は要援護者に対する避難勧告であると、準備情報がですね。ということをはっきりと自治体と市民にわかってもらって、もう避難準備情報が出た途端にこれから議論する避難支援システムが同時に稼働すると

というようなことを担保する方法が必要があると思うんだけど、その辺はどうなんですか。通達か何かを出すんですか。法律か何かでやっちゃうということでしょうか。

下河内委員 この検討会の報告書の中では制度的な担保をということでもとめていただいております、これは内閣府の皆さんとも今後御相談させていただくことになるわけでございますけれども、せっかく私ども災害時要援護者の方をきちんと避難させるということを取りまとめていただきましたので、きちんと自治体の皆さんにこれはやっていただく必要があるかと思っております。

通常でございますと、防災基本計画というのを内閣府の方で取りまとめていただいておりますので、当然防災基本計画の中にこういった項目をきちんと書かせていただいて、この防災基本計画をもとに私ども自治体の地域防災計画等を指導させていただいておりますので、こういった取り組みが出てくるのではないかと思っております。

それから、これは内閣府さんともまだきちんと御相談していないのですけれども、やはり国としては災害時要援護者の避難支援のためには災害時要援護者の方は福祉関係者と連携をとって、どこにおられるかということを中心に把握しておかなければいけないと思っております。

この検討会の中でも御報告いただいております例えば横須賀市とか、豊田市とか、非常に先進的な取り組みをしておられるところがあるわけでございますけれども、どこでも課題は個人情報保護という課題と福祉関係者との連携というようなことでございます。

消防庁といたしましては、防災基本計画の改定を行っていただきますとともに、災害対策基本法とか、そういった中にもきちんと防災関係者が災害時要援護者の所在を把握して、きちんと避難誘導を行うということも位置づけをあげることによりまして、個人情報保護とか、そういった問題もより市町村が対応しやすくなるのではないかと考えております。この点については内閣府の方とまだ御相談しておりませんので、この点十分御相談させていただきたいと思っております。

川村委員 つかぬことを伺いたいのですが、準備情報を受けてなされる避難というのは自主避難ということになるのですか。要援護者の方は、準備情報が出ますと、これは避難をしてもらうんだと、こういう考え方で進めてきましたけれども、いわゆる事実情報として出される準備情報に基づいてなされる要援護者の避難は自主避難ということになるんですね。

廣井座長 その辺、どうでしょうか。

川村委員 またそうでなければ相変わらず市町村長さんはためらうということになりはしませんか。いかに指導を徹底しても。

廣井座長 ポイントですね、そこがね。

下河内委員 これはあくまでも消防庁の考えでございますけれども、災対法の 60 条の中では市町村長の

避難の指示等ということで、災対法の 60 条は避難勧告と避難指示の規定がございます。避難勧告とか避難指示という位置づけを仮に行いますと、先ほどございましたように、例えば放送事業者の方への通知とか、あるいは都道府県とか、そういったところに対します通知の規定、それから避難所の開設とか、こういった規定に結びついてまいります。

それで、私どもといたしましては、現状で一般健常者の方に対する避難勧告がまだまだ十分に機能していないと。これは決して胸を張って言えることではないわけでございますけれども、その中で、より早い段階で災害時要援護者の方に避難していただくということにつきましては、60 条の中で最初から同じような位置づけをするのがいいのかどうかというのはちょっと、当初は私ども消防庁としては災害時要援護者の方の所在の情報とか、そういったことをきちんと把握する。それで災害時要援護者の方を速やかに避難誘導するというのでいいますと、一般の健常者の方の規定と同じように最初から扱うのはどうだろうかというふうには思っております。

川村委員 ですから、私は、同じ勧告という言葉が同じ地域について別様に使われるということの問題性というものはよくわかるのですが、ただ気になりますのは、今のお話はいろいろ法律上あるのでしょうか、いづれにせよ、なされる避難というものが自主避難なんですか、どうですかと、こう聞いているんです。皆さん避難なされますか、どうしますかと、こういうふうに市町村が尋ねる性格のものなのか、それとも皆さん避難した方がいいですよと、避難すべきですよと、こういうふうな意味合いなのか、どちなんだと、これを聞いているんですよ。

上村委員 避難準備情報ということでありまして、一般には避難の準備を開始していただくという情報提供であります。ですから、次に避難勧告がいづれ出されるまでの間に準備として、避難勧告が出されたら直ちに避難してくださいと。これが一般の人です。

川村委員 それは一般ですが、要援護者の方は。

上村委員 要援護者につきましては、要援護者に対する避難勧告を出さない限り同じでありますので、要援護者に対する自主避難の呼びかけというか、事実行為にすぎない。ですから、それはあえて区切って、要援護者を特定して避難勧告を出すということは現行法でも不可能ではありませんので、それはそれぞれの市町村の判断で、要援護者に対する避難勧告を出していただく。それによって要援護者の避難が行われ、避難所も用意する、市町村としては、そういうことは現行法でも可能ですが、この避難準備情報という段階においてそれぞれの市町村長の判断で行うということは可能かと思います。

廣井座長 そうすると、一般の方は避難準備をしてくださいと。要介護者、ひとり暮らしのお年寄り、それから身体障害者等の方々は避難をしてくださいと。ここで自治体が呼びかけた場合に、避難所の開設とか、避難所での食事、毛布等々の提供は市町村が義務的に要援護者に対してはやるということになるわ

けですか。

上村委員 要援護者に対する避難勧告を発出したということであれば、そういうことになります。

廣井座長 つまり、川村先生のおっしゃったように、避難準備情報を出したということは、それをもって要援護者の避難勧告とみなすということは、要援護者に対して自主的に避難の呼びかけをするのではなくて、法的な意味での避難勧告をこの準備情報の段階で、法的な意味というか、避難所等々でのケアというようなことは行政が義務的にやるということですね。

上村委員 そこはまだこの委員会で明確に議論されていないところでして、要援護者に避難勧告を行うかどうかについてはまだ、避難準備情報をもって当然に要援護者避難勧告ということにならないというような議論、今の議論はそういうところであったかと思えます。

ですから、改めて……。

廣井座長 消防庁さん、それでいいんですか。そうすると、相当情報が変わっちゃうんだけど。

下河内委員 これは消防庁の考えでございますけれども、基本的には一般の方に対する避難準備情報は、災害時要援護者の方には避難してくださいということではありますけれども、それを災対法 60 条の避難勧告と同じような法的な拘束力を持たせるかどうかというのは少し考えた方がいいのではないかと。というのは、先ほど言いましたように、災害時要援護者の方というのは、通常の避難場所でもいいのか、前からも議論がございましたように、それぞれ例えば障害を持った方、あるいはいろんな立場で避難支援をすべき方がおられますので、例えば通常の小中学校等を準備情報が出された場合にはすぐにあけなければいけないのかどうかというのは、それは少し市町村なりのレベルで災害時要援護者の方に対して避難の呼びかけを行う避難準備情報を出した場合には、例えばここはあけましょうと。そこに優先的に障害者の方とか高齢者の方を避難させようということは別途考えた方がいいのではないかと。

こちゃごちゃ言っていますけれども、要するに我々としてすぐに法的な避難勧告ということではなくて、法的なものではないということになると、いわゆる自主避難なのかと言われますと、全く任意にやってくれという自主避難でもありませんけれど、法律上位置づけはされていませんけれど、やっぱり災害時要援護者にできるだけ早く避難してくださいということをより強く促すという取り扱いではどうかというふうには思っておりますけれど。

上村委員 ちょっと誤解があるかと思いますが、自主避難であることは間違いない。自主避難の呼びかけはまさにそういうことですから。

川村委員 つまんない概念論争かもしれないけれど、それは事実上の勧告なり、行政指導という形になるわけ……。法律に基づく勧告ではないけれども、ぜひこうしなさいということをするんだと。つまり、早い話が、どういう言葉を使うにせよ、住民にとっての意味合いがはっきりしていればいいという御意見

がいろいろ出ているんだろうけれど、住民にとっての意味合いというのが何なのかということが確定していないような感じがするのね。ですから、災害対策基本法上の勧告であるかどうかという話と、とにかく逃げるんですよ、避難しなさいよ、こういうことを積極的に市町村が働きかける筋合いのものなのかどうなのか、それもないんですか。そうすると、議論は初めに戻ってしまうのではないかしら。

上村委員 正確に言わせていただくと、避難勧告につきましては、今まで明確な基準がないので、市町村長が逡巡して、自主避難の呼びかけなどという形で不明確な形が行われていたということで、今回基準を明確にして、避難勧告の概念を明らかにしましょうということを今回検討していただきました。

要援護者につきましても同様の問題がありまして、もし避難準備情報という事実行為をもって呼びかけるのであれば、要援護者に対してはまさに自主避難の呼びかけにすぎませんので、要援護者に対する避難勧告という明確な基準がないままに終わりますので、要援護者を避難させるきっかけとしては、これまでの避難勧告と同じような状況になって、自主避難の呼びかけが多分実際に行われるという形になって、明確に判断はできにくくなると思います。

廣井座長 それでいいですか。納得しませんよね。

川村委員 これは現実はどういう市町村の状況なのか、現場の状況なのかということの中で、1歩、2歩、3歩前進する中にはどうしたらいいかということなので、私もちょっと明快には結論が出せないという感じがします。

志方委員 この間からの話を聞いていますと、避難勧告というのは避難を始めるのだと。避難指示というのは、もう避難が終わっているんだと。もう逃げおけている人はいませんねということを消防団なんか確認して歩くんだと。そういうぐあいに話は聞きましたね。

廣井座長 はい。

志方委員 勧告は逃げ始めるんだと。行動をするトリガーなんだと。指示というのは、ほぼ完了している時期で、点検して歩くんだと。そういうぐあいにこの間から説明を受けていますね。そうだとすると、準備というのは、あそこに逃げなければいかな、要援護者の人はもう運ぶことも考えなければいかなという準備を始めるというのか、準備情報というのはわかりますね。準備を始めなければいかなと。勧告というのは、行動を始めるというトリガーにはならない。だから、ここに私はこれだけ専門家が集まっただけでなかなか1つの概念が出てこないということであるので、残された検討課題の2番目に名称の改善というのがありましたので、私はこの後に、残された問題としてやった方がいいと思うんですね。今まで、何十年もやってきたものですね。準備と勧告と指示というものを今急に変わっても現場が混乱するだけだと思うんですね。ですから、これから先はもう少し、こういうメンバーではなくて、言語学者ですね。人間はどのような言葉で行動を開始するかというようなことまで考えた上で、しっかりとした文言といえますか、

エクспRESSIONというものを考え出せばいいのであって、難しいと思うんですよ、これは。今までのものをやる。

ただ、今までですら勧告というのは行動を開始するとはだれも思わないですよ。我々は思っていますよ。しかし、受ける側から見れば、勧告されたからすぐ逃げ出さなければいかんとはだれも思わないですよ。指示のときには逃げ終わっているなんていうことはだれも考えられませんよ。

ですから、今までの表現が非常にマイルドなことやってきたのであって、これから先、残された課題として名称の改善というのをやっていただければいいんじゃないでしょうか。今いきなりやっても、ここだけでもこれだけ議論が分かれるのに、現場は大混乱しますから。

廣井座長 この残された課題のところは志方先生がおっしゃった避難命令というようなことが将来的にどうかということを少し議論しようかなということでここにはつけておいたのですが、この委員会の最初の議論は、避難勧告と避難指示を明確にして、それぞれについて客観的な基準をつくりましょうということだったわけですが、要援護者は早期に避難しなければいけない。そこで、幾つかの自治体に避難準備情報というのがあるので、この避難準備情報をもって要援護者の避難勧告とみなすという形で、要援護者に配慮した情報も流す必要があるというふうな議論にだんだん固まっていて、当初は、小嶋さんや栗田さんは緊急時の情報は余り細分化しない方がいいのではないだろうかという意見だったのですが、3段階にしていこうというふうにだんだん固まっていったわけですが、そのとき、私はやっぱり川村先生と同じで、避難準備情報をもって要援護者の避難勧告とするといったときには、避難準備情報を出したら、必ず自治体は要援護者に対して避難勧告を発する。そうしたら、後で話す避難の支援システムが発動し始めるという形で考えておりました。そういう意味では、この避難準備情報と要援護者避難勧告はいずれというか、地域防災計画、あるいはもっと言えば災害対策基本法の60条の中に組み込むというふうに考えておりましたが、どうも今の事務局及び消防庁の議論ですと、そこまでは考えていないというような雰囲気ですね。そういう認識でいいんでしょう。

上村委員 事務局としては、そういう意見はありましたが、前回の段階では要援護者避難勧告としての位置づけまで行うべきだという意見が賜りました。ということで、要援護者避難勧告というのを表に出して、その段階で要援護者に対する避難勧告を行って、避難支援プランを発動させるトリガーにするという位置づけで今回は案をつくらせていただいたところでございます。

廣井座長 そうですね。

ところが、消防庁と気象庁さんから要援護者避難勧告という言葉を使うと、避難勧告がダブるだとかいろんな御意見が出ましたよね。避難準備情報の方がいいといったときには名前だけ変えるのかと。つまり避難準備情報にしても要援護者避難勧告はこの段階で必ずやって、制度的にそれをしっかりと、それがで

きるような形で制度的に担保するという事で、端的に言えば、今までは要援護者避難勧告、括弧、避難準備情報だったのが、避難準備情報、括弧、要援護者避難勧告というふうになるぐらいに思っていたのですが、どうも今の下河内さんの説明だとちょっと違うような感じがしたのですけれど、どうでしょうか。

川村先生もそういう認識だったんでしょ、最初は。

川村委員 僕は、消防庁の御意見を聞いて、なるほど、現場の状況というものがあるんだ、なるほど、なるほどとお聞きしたのですけれど、ただ、そうすると、一体避難準備情報の性格というものは何になるのだろうか。具体的にそれではどういう責務をもって、どういう行動を、だれがすることになるのだろうか。そここのところの整理をどうしてもしておかなくてはいけないのではないかと。それが法的な意味での災対法の勧告を出すということなのか、それとも事実上のといいますかね、行政指導という形で避難を促すということになるのか、いずれにせよ、市町村レベルの行動がいかようなものになるのかということとははっきりさせておかなくてはいけないのではないかと。こういうことなんです。

廣井座長 どうでしょうかね、この辺は。

これでまた何年かたって、志方先生の話ではないけれど、要援護者の方が多く亡くなったということになると、この委員会は一体何をやっていたんだということになっちゃうんで、要援護者に対する情報提供、一般の人よりも先に避難をしてくれるようにというよう制度的な措置というのはやっぱり明確に打ち出しておく必要があるというふうには思うんですけれども、率直に言えば検討会で打ち出して、変な話ですけど、それを受けて国がどうするかというのは国のお考えもあるでしょうけれども、当検討会としては今のよう避難準備情報を出す。そして、要援護者避難勧告は状況によって出しても出さなくてもいいと。あるいは自主避難の扱いにするということだと、今までとほとんど変わらないんじゃないかという感じもするんだけど、どうでしょうか、鍵屋さん。

鍵屋委員 要援護者を捨てるのはちょっともったいないという気がして私はしようがないですね。

避難準備情報ということですけども、例えばこれを要援護者避難情報とか、要援護者避難勧告とするからかなり迷うというところがあるので、要援護者避難情報とか、避難準備、(要援護者避難)情報とかです。何とかせつかくですので、要援護者に対する自治体の取り組みを促すというか、新しく要援護者問題を災害対策の中で大きな柱と位置づけたいということであれば、要援護者という名前を出さないと、単なる避難準備情報だけではインパクトが薄いというふうに直観的には感じます。

廣井座長 避難準備情報という名前を採用するにしてもどこか入れておきたい.....。

鍵屋委員 そう。要援護者避難情報とか、そういうふうな形にすれば、情報という形にすれば、ある程度出しやすいのではないかなという気はしております。

廣井座長 大臣はこれから御用事がおありということですが、今までの議論をお聞きになっていかがで

しょうか。何だか、最後の委員会でこんなに議論が錯綜してまことに申しわけないんですけど……。

村田大臣 私は意見を申し上げない方がいいんだろうと思うんですが、言葉だけはさっき出ていましたように、わかりやすいように、言葉の専門家に考えてもらった方がいいだろうなど。ただ、その前に定義がしっかりしていないと、言葉の専門家もやりにくいわけだから、そこはやっぱりきっちり詰めなければいけないのかなということだけ申し上げさせていただきます。

廣井座長 わかりました。

さて、どうでしょうか。

上村委員 ちょっと事務局で整理させていただきます。

今問題点となりましたのは、1つは効果の関係。要援護者に対する情報発出の効果についての議論が1つございます。その際に、勧告としますと、法的効果が生じる。自主避難ではないということで、一方ではメリットもあります。発動要件が明確になって避難支援プランが発動して、相手に行動を促すという法律的な効果が生じますが、一方では市町村長が発出しにくいとか、情報の混乱とか、デメリットがあるというところがありました。

それから、要援護者という名称を表に出すことによって、当検討会の意義といえますか、それを打ち出す……。

廣井座長 シンボリックな意味がありますね。

上村委員 ええ、シンボリックな意味におきましては要援護者避難情報でも同じく目的を達成できるのではないという鍵屋さんの御意見でございますが、これにつきましては、要援護者避難情報、括弧、避難準備情報、括弧閉じという形で、前面に打ち出すことはできますが、この際も単に要援護者に対しても自主避難の呼びかけである点については全く同じであるということがございます。それについて御議論いただければと思います。

廣井座長 今の災対法の60条ですと、地域に住む滞在者、通過者、居住者ですか、大体避難勧告というのは地域に住む全員に出していますよね。地域の中の特定の人間に出すというのは、避難勧告・指示では現状ではそういうのはないようですが、そうすると、避難準備情報というふう考えた場合、括弧、要援護者避難勧告か、括弧、要援護者避難情報でもいいんですが、というふうにした場合も自主避難ということですよ。当面は。そうなりますね。

上村委員 要援護者避難勧告という名称にしますと、避難勧告としての位置づけになりますが、そこは法律的には非常に大きい違いになります。

廣井座長 どうぞ。

栗田委員 下河内さんが書かれた「運用上の災害時要援護者避難勧告として位置づける」というのは、

運用上の意味なのか、本当に法律的に位置づけられるのか、そこをちょっと……。

廣井座長 そのところなんです。

栗田委員 ここですよ。

例えば要援護者の方が避難するといっても、それは一人一人の防災プラン、支援プランですから、その方が一律避難所に行くとかという問題ではなくて、例えば医療が必要である場合だとか、あるいは整備が整っていないといけないところに避難させるとか、一人一人によって違うわけですから、その行為が準備情報ですよ、それは義務ではありませんよといったときには、意味合いが私は半減しちゃうと思うんですけども、その辺をだれが担保できるかということを考えると、自主的にそれをやってくださいということにはなかなかならないと思うんですけども、いかがですか。

廣井座長 運用上というのがどういう意味なのか。何か難しくなってきましたけれど……。

下河内委員 最初お話を申しあげました趣旨は、災対法の60条の中に今お話がありましたように、災害時要援護者のための避難の情報なり、きちんと書き込めれば、これはベストだと思います。ただ、私どもとしては現時点で、書き込んだときに、ほかの避難勧告と同じように、市町村長が対応できるのかという問題と、それから例えば避難勧告と同じ取り扱いになりますと、避難所の開設、それから放送機関への通知とか、そういった同じような効果が出てまいりますので、果たして可能かというところを若干ちゅうちょがございました。ただ、法的にこれを改正して、防災基本計画の中に書き込んで、両方で地域防災計画をきちんと指導させるということであればそれは可能ではあると思います。

ただ、おっしゃいましたように、自主避難の中の運用でどこまでいけるかということになりますと、災害時要援護者避難勧告というのは法律上の避難勧告と違いますので、それは準備情報の方が市町村は混乱しないのではないかということで申し上げたわけでございます。

そういう意味では60条がきちっと位置づけられるのであれば、私どもとしては最初申しあげましたように、災害時要援護者の方の所在情報の把握ということをもまずきちんと位置づけをさせていただいて、避難支援プランに結びつけていくところまでは消防庁としてはぜひお願いしたいなと。市町村長がやろうとすると、どうしてもそういう環境整備してあげないと難しいというふうに思いましたけれども、さらにそれを災害時要援護者のための避難勧告なり準備情報ということの位置づけがこの中でできるのであれば、それははっきりと法的にも位置づけられますので、それは市町村も対応できるのではないかと思います。

廣井座長 そうすると、災害時要援護者の支援プランは避難準備情報で発動はすると。ただし、法的な位置づけについてはもう少し実情等々とか諸般の事情を勘案して、今後検討すると。そういうことでよろしいわけですね。

そうすると、報告書として、ここには制度的な位置づけを含めとかあいまいに書いてありますが、もう少しはっきりと検討すべきであるというようなことは報告書で書いてもよろしいということですね。

下河内委員 その点は、申しわけないんですけど、これは消防庁として申し上げておりますので、内閣府と十分そこは調整しておりませんので、ちょっとそれはお許しいただきたいと思います。

廣井座長 内閣府さん、どうでしょうか。

要する内閣府さんではないんだ。委員会としてどうでしょうかですね。

青山さん、いかがでしょうか。何かありますか。全般で結構ですよ。

青山委員 法律上のことはよくわからないのですが、まあ切り口としては避難準備情報という切り口で切っていただいた方が一般広く国民に準備をするんだという意識でこれまでの委員会の検討の流れに沿っていいのではないかと思いますので、それもいいということと、それからせつかくですので、括弧の要援護者というのは入れておいていただいた方がいいのかなと思いますのと……。

廣井座長 それは括弧の……。

青山委員 括弧の中にですね。

で、勧告は、位置づけがあいまいだからという議論の流れだったので、もし法律的な意味合いが違うのであれば、勧告という言い方は何となく紛らわしいので、別の言い方にしていただいた方がいいのかなと。その辺の整理ができれば、勧告ということでもいいのかなというふうに感じました。

廣井座長 どうぞ。

小嶋委員 法律上の位置づけは明確にして頂きたい。実は現状がどうなっているかと申しますと、避難勧告や避難指示は災害対策基本法の第60条で決められています。そこで避難情報が出された場合は、地元のNHKが放送する前に該当する市町村に確認の電話を入れます。例えば「市さんですか、実は先ほどの避難情報について確認させて下さい。この避難情報は災害対策基本法に基づいたものですか、どうですか」とすると多くの場合、相手の担当者は「そういう難しいことは判りません。避難を住民に呼びかけていることは確かです」とか「法律的なことは判りませんが、避難を呼びかけているのです。判って下さいNHKさん」などと、曖昧な場合がほとんどです。そこでNHKでは困った挙げ句の果て「市では市民に自主的な避難を呼びかけています」などと放送しているのが、現状です。そこに今回、新たに「避難準備」が加わると、どういうことになるか。「避難準備」に法律的な根拠が無いと「自主的な避難の呼びかけ」と、ますます区別がつかなくなりNHK担当者は更に困惑することになります。今後は「避難準備情報」の位置づけについて、国から県、県から市町村への周知・教育をよほどしっかりやってもらわないと、混乱が大きくなる心配があります。放送は実際です。現状の避難情報についても、現場は相当困っているということをご理解下さい。

廣井座長 今全国の自治体で避難準備情報が2割あるというのだけれど、NHKさんでは避難準備情報を出されましたという情報は流していないんですか、現状は。

小嶋委員 自主的な避難を呼びかけていますと言っています。

廣井座長 そうすると、今度は要援護者に対して自主的な避難を呼びかけていますということになるわけですね。何かできるとしたら。

小嶋委員 そうです。

廣井座長 それが例えば豊田ではやって、岡崎ではやらないというときに混乱するという、そういうことですか。

小嶋委員 そうじゃなくて、豊田はしっかりしているから、財源も豊かだから、これは避難勧告でもいいという福祉と消防の連携が、例えば事前準備でできています。その事前準備ののっつて勧告を出しましたと。高齢者の方は避難してください。これは勧告です。岡崎市はそういう準備もできていないので、準備ができていないところにそんなことはあり得ないのですけれども、これは自主避難を呼びかけていますと。つまり、2種類、つまり高齢者の要援護者についても2種類の言い方ができてしまうということになると、私どもは2種類の違いをどうやって伝えるのかというのは不可能だというふうに申し上げました。

廣井座長 承知しました。

辻本先生。

辻本委員 今、小嶋さんがそんなに頑張るなよとおっしゃったけれど、私は逆にNHKさんがそんなに頑張る必要はないのではないかと。NHKは、名古屋に1局しかなくて、出す情報というのはやっぱりそれはそれなりの情報であって、細かいところまでやる必要はなくて、市町村と、市、町がしっかり細かいところを補うということが非常に重要ではないかという気がします。今回やってきた中で、やはり避難勧告と避難指示が明確になったこと、これは非常に放送メディアの方にはわかりやすくなって、総合的、広域的に出す情報としては、非常に精度のいいものになったのではないかと私は思います。それより細かいところをどういうふうに市、町とかがそれぞれのネットワークを通じて住民まで届くかということを考えられることがやはり重要ではないかと思いうんですね。

廣井座長 これは報告書の中で触れていましたか。きめ細かい情報を市町村が住民に伝えるべきであるというようなことは。もしなかったらどこか入れておいた方がいいかもしれませんね。

辻本委員 そこが、今度要援護者というふうな非常に限られて、しかも1つ1つメニューが違うものまで先ほど法律的なクリアしなければいけない問題に勧告とすると、メディアに流さないといけないというふうなところもちょっと整理しておかないと、今の状態では流せない状況ですね。それから、ケアしてお

く場所を準備する。この問題は一番最初から言っている避難場所の状況をどうするかのもこの委員会で検討するかどうかというところにかかわる問題で、やっぱり……。

廣井座長 これは今後の課題ということで……。

辻本委員 そうですね。だから、要援護者の議論を勧告にするとすると、その議論を避けたまま、ただ口先だけで勧告にするということはやっぱりこの委員会としては無責任なところ、すなわち議論していないところを含んでしまうのではないかという気がして、私は要援護者の勧告にまで踏み込むのはちょっと今の状態では時期尚早だと思うのと、避難準備情報はやはりこれは避難勧告が出されても逃げない健常者もいるというところからのアクセスもあって出てきた話ですので、これを要援護者の問題に限定するのは逆的にが絞れなくなるのではないかという形で、避難準備情報は避難準備情報としてどこかの中できっちり、別の中で位置づける。タイトルとしては避難準備情報で、その説明のところでは健常者の避難勧告を徹底させることと、もう1つは要援護者に対してはこれが勧告に近いものであるということは何とかという形で、個別のきめ細かいネットワークで伝えるというふうなことが現状ではないかなという気がします。

原田審議官 この検討会の使命、目的が要援護者を確実に災害から守るということにあるわけですが、そのアプローチで、先ほど来議論なされているのですが、2つのアプローチがあると思うんですが、1つは要援護者避難勧告という、法律のレベルに位置づけて万全を期すというアプローチと、それから今まで市町村、あるいは自治体の代表の皆さん、あるいは消防庁からお話がありましたが、避難勧告であってもその基準が不明確であり、あるいは個々の自治体の発令がまちまちであるという実態があって、それをいかに改善していくか。その改善を当検討会でさまざまな方策を示して、究極の目的である要援護者の避難をいかに確実に担保していくかという、そういう実態辺りを改善をして積み上げていく。それを将来そういう自治体の対応体制、あるいは周辺のいろいろな条件整備が整えば、当然法律的な位置づけに高めていく。こういう実態辺りからのアプローチと両方あり得ると思うんですが、私、ここから先は個人的な意見ですが、法律的位置づけということになりますと、先ほど来の自治体の皆さんからの生の声なり、それから周辺の法的な意味合いでの条件整備というものをまだ十分固めて切れていない段階でいきなり法律の位置づけからスタートするというよりも、この検討会で方向性を示していただいて、いろいろな条件を整える中で、つまり例えば避難情報について要援護者にどういうふうに説明をしていくのか。そのときに自治体はどういう対応体制を整えるのか。そういったことを積み上げていく。あるいはその前に我々も消防庁と一緒に自治体の皆さんとより広範な意見交換をして、実態辺りの改善をいかに早期に詰めていくかというようなアプローチをした中で、将来、それはなるべく近い将来が一番いいんでしょうけれど、法的なレベルに高められればと、こういうような方向性を提起していただくといいのではないかなと私は個人的に思います。

廣井座長 いかがでしょうか。

そんなところでしょうかね。

としますと、避難準備情報をもって要援護者の避難勧告ではなくて、要援護者を積極的に避難させるよう努めるぐらいにしておいて、将来的な課題としてというか 将来的な課題としてはちょっとおかしかな。できるだけ早急にでもいいんですけど、いずれ要援護者避難勧告というような形の法的な位置づけが、条件が整えば、要援護者避難勧告という方向性を目指すというようなことで、そういう意味に理解してよろしいですか。

いかがでしょうか。かなり現実的な話にはなってきましたが、実は放送については、ラジオ関係者から要援護者避難勧告と言った場合に、果たしてラジオで聞いた人がわかるかどうかという話もありましたので、それは言葉の問題なんですけど、そうなのかなって思っていてございまして、要援護者という言葉自体もう少し皆さんの耳になじんでから要援護者避難勧告という言葉が出てきた方がいいのかななんて個人的には思ってもいたのですが、どうでしょうか。今のような方向性でいかがでしょうか。

川村先生、いいですか。

川村委員 実際にできないでしょう。

廣井座長 実態がそういうことだとおっしゃればね。

むしろ避難勧告と避難指示の決定というのがまず第一義的なことというか、当面の目的で、それもできていないのに、もう1つ、勧告というのは大変だというのは、言われてみればわかるんですよ。

柴田統括官 今、要援護者だけに限ったお話になっていますけれども、避難準備情報ということになれば、今まで2割の公共団体がおやりになっていましたのは、要援護者だけではなくて、一般の方のあれもございましたね。

廣井座長 そうです。

柴田統括官 それも当然入るという前提でございますね。

廣井座長 そうです。

上村委員 記載をどう書くかの確認をさせていただきたいと思うんですが、要援護者避難勧告というのは勧告ということになりますので、これは改めるということで……。

廣井座長 改めるといふか、先の課題といふか……。

上村委員 要援護者避難情報という言葉を残すのかどうか、残すとしたら、最初に持ってくるのか、括弧の中に入れるのかというのを決めさせていただきたいというのが1つと、検討報告の2ページの3のところに、「まず、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、要援護者への避難行動支援対策とも対応しつつ」という記述がありまして、今後、そこにかぎ括弧で言葉が入っていますが、「今後、制度的な位置

づけを明確化する必要があるが、当面は、要援護者等の避難行動に時間のかかる者に対しては避難勧告として運用することが適当である」この書き方についても調整する必要があるかと思われませんが、これについては事務局で調整させていただければと思います。

廣井座長 これは避難勧告として運用するということころを若干変えるという意味ですね。

上村委員 はい。

廣井座長 いかがでしょうか。

事務局にお任せいただけますか。

上村委員 もし適当な表現があれば御提案いただければ幸いです。

廣井座長 ということで、いかがでしょうか。

鍵屋委員 実際には避難準備情報を使うということでもいいかと思うんですけども、報告書の段階では避難準備の後に、括弧して、要援護者避難というふうに入れておいた方が趣旨が明確化できるのではないかと思います。

廣井座長 要援護者避難の呼びかけ……、要援護者避難情報……。

鍵屋委員 括弧の中で、要援護者避難というふうにすれば……。

廣井座長 その方がはっきりしますね。マスコミでどれだけ括弧つきの情報を流してくれるかわかりませんが、意味づけははっきりしますよね。

そういうことがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

上村さん、それでいいですか。

上村委員 要援護者避難情報を括弧に入れるという形……。

廣井座長 それでいいですか。

上村委員 要援護者避難情報でよろしいでしょうか。あるいは呼びかけ……。

鍵屋委員 要援護者避難というのを括弧の中に入れて……。

廣井座長 情報は入れなくていいんですね。

上村委員 わかりました。避難準備……。

鍵屋委員 避難準備、（要援護者避難）情報。

廣井座長 なるほど。

それでいかがでしょうか。

小嶋委員 要援護者というのはこういう人を言うというのはどこかに書いてあるわけですね。

廣井座長 今までの認識では、要介護者、ひとり暮らしの高齢者、心身障害者というのだと……。

上村委員 防災基本計画の用語として位置づけられております。ここではあえて定義はしておりません。

廣井座長 もう時間がほとんどありませんけれども、もう1つ議論していただきたいのは、要援護者の避難支援ガイドラインのところですが、一応同意方式と、お手上げ方式と、それから情報共有方式と3つがあるわけですが、これは併記しておいて、組み合わせることが望ましいというような割合あいまいな表現になっているんですが、6ページですね。資料3の6ページ。もう少し強く書いた方がいいのかなという感じがしているのですけれどね。例えばこの間の豊田市さんの話だと、同意方式でいく。同意方式でいって、大体8割ぐらいの同意が得られているけれども、2割は同意が得られていない。そういう方々はもちろん要援護者避難の防災訓練をする場合にも参加できないし、共助方式が使えないわけですが、ただ、残りの2割の方々が一般の人のように助けてくれというふうに求めがきたときに、助けるだけでいいのかどうか。もう少し積極的な公助ですね。公助的な仕組みが必要ではないかということで、同意方式を基本としながら、同意方式で漏れる何割りかの人たちに対しては情報共有方式で、福祉部局から防災部局、できれば消防団のレベルまで 自主防災組織まではちょっといけません、消防団のレベルまでは同意は得られていないけれども、災害時に援護を必要とするという人たち、擁護を必要とするという人たちのリストを消防団のレベルまで持っていて、いざというときに対応してもらう。つまり、同意方式と情報共有方式のセット、ドッキングによって、できるだけ漏れなく要援護者の情報を把握しておくというようなことをもう少し積極的に書いた方がいいのかなというのが私の感想なのですが、その辺について何か御意見がありますでしょうか。これは読めば読めないこともないのですけれども……。

鍵屋委員 シャベリ過ぎかもしれませんが、私ども民生委員さんに見守りネットワークということで、親しい人、緊急時に連絡先を教えてくださいというふうに回っていただいているんですね。ひとり暮らしの高齢者。親しい人がいないという人が非常に多いんですね。国の厚生労働白書でも4分の1のひとり暮らしの高齢者には親しい人がいないというふうな形で、私どもも緊急連絡先がないのが大体半分くらい。いざというときは民生委員さんお願いしますよという形でございます。

そういうことから考えると、やはり情報なくして公助なしというふうに私は思っておりますので、この部分では必ず国が、報告書の6ページで制度上担保するよう努めることというふうに書いてあるのですけれども、やはりこれはかなり強いそういった共有情報方式により、把握して、支援することと書いていただかないと実際には市町村として厳しいと思います。廣井先生のおっしゃるとおりだと思います。

廣井座長 そこはひとつ目玉になるかなという感じはするんですね。要援護者のリストの網羅というのは、それぞれの方式だと一長一短があってなかなか難しいので、上手に組み合わせる必要があるというような感じがするのですが、組み合わせ方が幾つかあると思うんですけれど、私には今申し上げたような方式がいいのかなという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

栗田委員 私たちもいろんな地域で自主防災組織などにかかわっていますけれども、そこにかかわる人の問題が大きいと思っていて、例えば市町村がそういった情報を共有するために避難支援プランをつくりますから、あなた、手を上げてくださいというふうに幾ら申し上げてもこたえてくれない方々が多い中で、それを民生委員さんであったり、あるいはヘルパーさんであったりという幅広い方々がこの趣旨をきちっと理解して、そしてそういった要援護者の方々を説得するといったことがないと、なかなか情報というのは上がってきませんので、先ほど鍵屋さんが言われたように、地域にきちっそういったことをできるような予算なり、そういった体制がきちっと市町村に伝わるようなことで変えていかないと、これを見ただけでは上っ面だけやって、情報が集まりませんでしたということに陥る可能性があるので、私は心配します。

廣井座長 この報告書の最終報告書 これは案ですよ。きょうの議論を踏まえた上で最終的な報告書はできるわけですね。そうすると、例えば今の鍵屋さんとか栗田さんの御試験を反映することはできるわけですね。そのあたりを何か修文の形で出していただくとありがたいのですけれども……。お願いします。

ほかにいかがですか。

辻本委員 単純にこの3つを組み合わせたらいいという問題では多分ないんだと思うんですね。ちょうどごみの減量、リユーズ、リサイクルと同じで、やっぱり順番があると思うんですね。一番最後の問題になってくると、プライバシーの問題とかかかわる問題ですので、そういう段階的なところ、あるいは手上げ方式にするんだけど、後ろではというか、公的にはきちっと情報を共有する仕組みをつくって、共有された情報はかなり厳重なプライバシー管理ができるというふうな、表向きは手上げ方式とか、そういうようなものを積極的に奨励しておかないと、これは現実に現場としてはすくえないわけですから、それを積極的にやる。しかし、一番後ろ側では共有方式によって確保しておくというふうな、少し色合いを変えたような共有ということを強調する必要があると思うんですけど。

廣井座長 なるほど。

というと、どういうふうに考えればいいのか。

公的な機関が共有方式で、プライバシーを最大限配慮しながら要援護者のリストを把握しておくというふうなことです。

辻本委員 そうですね。

廣井座長 その辺もお願いします。

どうぞ。

和田委員 実際にどういうことが起こっているかといいますと、例えば要援護者という方のところに何

らかの情報を持っていくとか、あるいは相談に伺うと、何で私がそうだというふうに思ったのかと。それは例えば、いや、これは今までの引き継ぎだったと言うと、引き継いだというのはどういうことなんだという話が出てくるんですね。ですから、最終的には何らかの名簿が行政的にあるということにしておかないと、民生委員自身も非常に動きにくいということになるということで、そのところを何か考える必要があるのではないかと思います。

廣井座長 厚生労働省さん、何か御意見ありますか。要援護者に対して。

八神厚生労働省企画官 個人情報の保護ということに関しては、今いろいろ御指摘がございました民生委員さんですとか、いろんな方々が積極的に今度この報告書をもとに活躍していただきたいと思っております。

ただ、情報自体の保護ということに関しては、これはもちろんもともとの報告書の案にもありますが、なかなか管理は難しいところがあると思いますので、それはむしろ今後個人情報保護のあり方全体を検討していただく中で、きちんと位置づけをしていただいた方がむしろ現場は動きやすいだろうと思っております。

かえっていろいろな責任の問題とか情報管理の問題で現場の民生委員さんたち、あるいは福祉関係者の方々が動きにくくなってしまふ。むしろ積極的にかかわっていただくにはそういうことをきちんと今後やっていたかかないと現場は困ってしまうのではないかという気がしております。

廣井座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。もうそろそろ時間がなくなってまいりましたので、あと、それでは事務局の方で残された検討課題とか、この検討会はこれで終了ですが、今後どういうふうにしていくのかということについて御説明をいただければと思います。

上村委員 残された検討課題を初めといたしまして、本検討会につきましてはさまざまな今後の制度的な検討を初めとして課題が残されていると承知しております。

これらにつきましては、今後関係省庁が連携を図りながら、推進会議のようなものを立ち上げて、モデル的な取り組みとか、実態を把握して、その後、フォローアップ等を進めていきたいと考えております。

また、今回の検討結果、成果につきましては自治体等へ通知として伝達させた上で各種の会議とか研修を通じて浸透を図っていきたいと考えておりますし、先ほどお話もありましたが、防災基本計画には反映させていった上で、地域防災計画の整備などについても促進を図るように考えております。

また、先ほどの市町村当が取り組む上での制度的な環境整備も進める予定でございますので、引き続き御指導、御協力賜ればありがたく存じます。

廣井座長 残された課題、資料4についてはいかがですか。

上村委員 資料4で先ほどお話もありました点、制度化の点、もし必要でありましたら、加えさせていただければと存じますが、いかがでございますでしょうか。

廣井座長 要援護者避難勧告の制度化ということですね。

上村委員 はい、その趣旨につきまして文言を加えさせていただいた上で、御意見があればいただきたいと存じます。

廣井座長 いかがでしょうか。そういうこともつけ加えさせてもらおうと。

ほかにはどうですか。委員の先生方、何か御意見ありますか。

もう最後ですので、言いたいことを言っていただいて結構でございますが……。

鍵屋委員 もう1点お願いがあるのですが、最終の避難支援ガイドライン案の3ページのところで、(2)の福祉関係者との連携というところで、「国は、福祉関係者が必要な防災研修や訓練を必ず受講する仕組みについて検討すること」とあって、これは大変グッドな表現だと思うんですけども、「必ず受講する」、例えばそれはホームヘルパーの資格を得るとか、ケアマネジャーの資格を得るための養成講座の中にこれを入れていくという意味合いであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

上村委員 はい。

鍵屋委員 ありがとうございます。

廣井座長 どうぞ。

八神厚生労働省企画官 厚生労働省でございます。必ず受講するというのはなかなか難しいところがあります。例えば以前の会議のときに、試験問題に入れたらどうかとかいろいろございます。なかなか養成講座とか試験とか、そういうところ、試験項目をつくったり、養成講座のカリキュラムを検討するそういう場もございますので、そこに必ず入れるというのがいいのかどうかというのはちょっと今即答はしかねるんですが、できるだけ御理解をいただけるような工夫は私ども考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

廣井座長 これは本委員会として必ず受講する仕組みについて検討することという提言を出して、それを厚生労働省さん等々がどう受けとめるかはまた別問題というふうに理解して、文章はこのまま修文しないでいいということでもいいですか。

いいそうです。

栗田委員 ちょっと関連しまして、最後の参考資料1のアクションプログラムの策定ということ、これは担当が消防庁防災課になっていますが、省庁の中でどういう方がどういうふうに担当されるかということとはなかなか難しい問題でありますけれども、この間、田中先生が最後に御質問されたときには内閣府が責任を持って推進していきますというふうに答えられましたが、その辺、今の厚生労働省さんの御返答だ

とか、どのように考えていったらよろしいでしょうか。

上村委員 先ほども申し上げましたが、関係省庁間で推進のための組織をつくっていきたくいと。担当課長クラスになろうかと思いますが、そういった組織の中で推進母体として各省庁連携しながら役割分担を決めながら推進していきたくいと考えております。さらに、そうした中で具体的な先ほどのような個別の項目につきましては、ワーキンググループなど作りながら個別検討課題について実質的に作業部会として立ち上げて進めさせていただきたくいと考えております。

廣井座長 田中さんが前回もお話がありましたが、流域で協議会をつくったらどうかと。彼の意図は、こういう避難勧告や指示のガイドラインをつくるだけではなくて、これを現実に幾つかの河川の流域の自治体にモデル的に適用して行って、災害のときに使えるかどうかをチェックしていくというようなことを念頭に置いて協議会をつくったらどうかというような発言をしたのだと。田中さんが後でそんな話をしていましたが、災害時要援護者の避難誘導アクションプログラムだけですか。

上村委員 両方です、伝達のマニュアルの関係作成においても国土交通省を中心にモデル的な取り組みについて予定しております。

廣井座長 布村さん、いいですか。

それでよろしいわけですね。

それでいいですか。

検討委員会の提案、提言だけで、あと現実化されないというのはかなり寂しいことですので、現実にこれで動いていただければありがたいということで、ぜひ検討委員会としても具体的に現場に行ってこういう提言がどういうふうにかかされていくのかということについて、何年か後でも結構ですが、教えていただければと思います。

ということでよろしいでしょうか。

いいですか。

それでは、この検討会を終了いたします。長い間ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

閉 会

上村委員 それでは、これもちまして当検討会については終了させていただきます。長時間にわたりまして熱心な御審議いただきましてまことにありがとうございました。

